

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

《マージン率等》

対象期間：2021年10月1日～2022年9月30日
表示支店：2023年7月時点の許可事業所

支店	①派遣労働者数	②派遣先数	③マージン率	④労働者派遣に関する料金の平均	⑤派遣労働者の賃金額の平均	支店	①派遣労働者数	②派遣先数	③マージン率	④労働者派遣に関する料金の平均	⑤派遣労働者の賃金額の平均			
本部 首都圏	61名(1日平均)	86社	26.8%	13,901円(1日8時間)	10,176円(1日8時間)	刈谷 支店	13名(1日平均)	5社	27.7%	14,101円(1日8時間)	10,187円(1日8時間)			
	43名(1日平均)	41社	28.9%	12,980円(1日8時間)	9,219円(1日8時間)		奈良 支店	21名(1日平均)	6社	28.4%	12,963円(1日8時間)	9,276円(1日8時間)		
	36名(1日平均)	32社	29.0%	12,601円(1日8時間)	8,938円(1日8時間)			梅田 支店	69名(1日平均)	47社	28.0%	14,855円(1日8時間)	10,701円(1日8時間)	
	14名(1日平均)	6社	32.9%	13,064円(1日8時間)	8,771円(1日8時間)				姫路 支店	70名(1日平均)	34社	31.1%	12,441円(1日8時間)	8,567円(1日8時間)
	40名(1日平均)	20社	30.4%	12,945円(1日8時間)	9,001円(1日8時間)					広島 支店	18名(1日平均)	9社	28.4%	11,644円(1日8時間)
29名(1日平均)	13社	30.7%	14,150円(1日8時間)	9,805円(1日8時間)	福岡 支店	47名(1日平均)					21社	26.9%	12,352円(1日8時間)	9,020円(1日8時間)
43名(1日平均)	41社	28.9%	12,980円(1日8時間)	9,219円(1日8時間)										
36名(1日平均)	32社	29.0%	12,601円(1日8時間)	8,938円(1日8時間)										
14名(1日平均)	6社	32.9%	13,064円(1日8時間)	8,771円(1日8時間)										
40名(1日平均)	20社	30.4%	12,945円(1日8時間)	9,001円(1日8時間)										
29名(1日平均)	13社	30.7%	14,150円(1日8時間)	9,805円(1日8時間)										

派遣料金から派遣労働者の賃金を引いたマージンには、下記事項が含まれます。

- ・ 雇用者負担となる労災保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料、介護保険料
- ・ 労働者が有給休暇を取得した際に支払う賃金（派遣先に請求できない費用）
- ・ 営業、管理、採用活動の事業運営にあたる派遣労働者以外の人件費
- ・ 事業運営上必要となるシステム維持費、オフィス賃料、求人広告費をはじめとする諸費用
- ・ 営業利益

キャリアコンサルティング

キャリアコンサルティングの相談窓口

首都圏本部	03-5985-7556	刈谷支店	0566-45-5376
大宮支店	048-646-3307	奈良支店	0742-93-3653
春日部支店	048-797-6971	梅田支店	06-6292-5738
静岡支店	054-651-3005	姫路支店	079-225-7301
浜松支店	053-450-3661	広島支店	082-225-6301
名古屋支店	052-588-7871	福岡支店	092-737-8061
		本社管理部	06-6486-5353

教育訓練の内容

教育訓練名	対象者	賃金支給	費用負担	方法
新規採用訓練	全労働者	有給	無償	eラーニング
ビジネススキル研修①	短時間勤務の労働者	有給	無償	eラーニング
対人スキル研修①	短時間勤務の労働者	有給	無償	eラーニング
ビジネススキル研修②	フルタイム1年以上の雇用見込みのある労働者	有給	無償	eラーニング
対人スキル研修②	フルタイム1年以上の雇用見込みのある労働者	有給	無償	eラーニング
リーダーシップ研修	1年以上の雇用見込みのある労働者	有給	無償	eラーニング
PCスキル研修	1年以上の雇用見込みのある労働者	有給	無償	eラーニング
営業スキル研修	1年以上の雇用見込みのある労働者	有給	無償	eラーニング

法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

締結支店	対象	使協定有効期間の終期
春日部支店	すべての派遣労働者	令和6年3月31日
刈谷支店	すべての派遣労働者	令和6年3月31日
奈良支店	すべての派遣労働者	令和6年3月31日

上記以外の支店は当該労使協定を締結しておらず、『派遣先均等均衡方式』を採用しています。

その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

派遣先より送迎バスを利用することができます。詳細は各支店までお問合せください。